

様式第4号(第5条関係)

認知症高齢者等探索支援サービス事業に関する覚書

つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱(以下「要綱」という。)
第5条第3項の規定に基づき、貸与者 つくばみらい市長(以下「甲」という。)と利用者
(以下「乙」という。))とは、次の条項により、覚書を締結する。

(端末機等の貸与)

第1条 甲は、乙に端末機1台及び附属品(充電器及びバッテリーをいう。)1セット(以下「端
末機等」という。)を貸与する。

(遵守事項)

第2条 乙は、端末機等を善良な管理者の注意をもって利用及び保管するとともに、他の目
的に利用し、譲渡し、転貸し、若しくは改造し、又は担保に供しないものとする。

2 乙は、端末機等を実際に携帯する認知症高齢者等(以下「対象者」という。)が前項の規
定を遵守するよう配慮しなければならない。

(費用の負担)

第3条 乙は、端末機等の利用に係る費用を、要綱第8条の規定に基づき、次表のとおり事
業者に負担するものとする。

【利用端末機：ココセコム・どこさいる】

料 金 区 分		負 担 区 分	
基本料金(月額)		無料・	円/月(税別)
情報取得料	電話使用	無料・	円/回(税別)
	インターネット使用	無料	
緊急対処員派遣サービス利用料		無料・ サービス無し	円/回(税別)

※その他のオプションサービス等を利用する場合は、利用するオプションサービス費用等
を乙が事業者に負担するものとする。

(変更の報告)

第4条 乙は、乙又は対象者の氏名及び住所その他当該端末機等の貸与に伴い甲に対し提出
した書類の内容に変更があったときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(端末機等の返還)

第5条 乙は、次のいずれかに該当したときは、端末機等を市長に返還するものとする。

- (1) 対象者が死亡し、又は転出したとき。
- (2) 対象者が常時介護者の観察が必要な状態でなくなったとき。
- (3) 端末機等の利用の中止又は端末機等の種類の変更を希望するとき。
- (4) 乙が偽りその他不正の行為により申請を行ったと認められ、又は利用の状況が著しく

不当と認められ、当該申請に係る利用の決定を取り消されたとき。

(損害賠償)

第6条 乙は、乙又は対象者が端末機等の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、直ちに甲にその状況を報告するとともに、その損害に係る費用を負担するものとする。

(補則)

第7条 要綱及びこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市長

印

乙

印